

平成 31 年 4 月吉日

事業主 様

東京都鉄二健康保険組合  
理事長 広浜 泰久  
(公印省略)

#### 特定保健指導の実施依頼について

拝啓 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当組合の事業運営にあたり格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ご高承のように、「高齢者の医療の確保に関する法律」のもと健保組合が主体となって 40 歳から 74 歳の被保険者、被扶養者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善のための特定健診・特定保健指導を実施しております。この法律は、糖尿病、高血圧、高脂血症などの発症の減少を目的としており、ひいては脳卒中、心筋梗塞などの発症も予防することになります。

また、年々医療費が増大する中で特定健診・特定保健指導は後期高齢者医療費の適正化につながることから、今後、健保組合は生活習慣病予防対策の推進状況により評価されることになり、実施状況によっては後期高齢者支援金が加算され、私たちの健康保険料率に反映する仕組みとなっております。

さらに、この加算幅は平成 30 年度実施分より拡大されることから、健保組合では実績を上げるため特定健診・特定保健指導実施率の向上をより一層進めてまいります。

つきましては、下記の健診医療機関で健康診断を受診され特定保健指導の対象になられた方は健診受診当日に特定保健指導を利用することができ利便性が高いため、必ず保健指導をお受けいただきますよう積極的な勧奨をお願いすると共に、利用し易い職場環境づくりをお願い申し上げます。

健診受診率・保健指導の実施率の向上は、事業所の発展・生産性の向上にもつながることから、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

#### 健診受診当日の保健指導実施医療機関

- ・独立行政法人地域医療機能推進機構 東京蒲田医療センター
- ・一般社団法人 日本健康管理協会 新宿健診プラザ
- ・一般社団法人 小倉記念病院